

第25回 契約・調達管理会議
議事要旨

1 開催日時

令和7年2月12日（水曜日）15時00分から15時50分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
小玉 伸一	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部調整担当シニアマネージャー
金谷 晃臣	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

(2) 事務局

東京都生活文化スポーツ局

4 要旨

(1) 開会

(2) 議事（発言者の敬称略）

ア 2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務委託契約（令和7年度）

【資料1】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 来日する選手団、約80か国約6,000人及び関係者に対する宿泊輸送サービスの提供に係る業務を委託するものであり、契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までである。

(イ) 本契約は、令和5年度に総合評価方式の入札手続により決定した公式旅行代理店と締結した基本協定に基づくものであり、年度ごとに仕様内容と契約金額を精査し、公式旅行代理店と特命随意契約にて年度ごとの契約を締結するものである。令和7年度の年度契約については、効果的な業務運営と予算執行を目的に、「計画業務」と「実施業務」で2回に分けて年度契約を締結することとし、本件は、そのうち、「計画業務」についての契約である。

(ウ) 宿泊施設との調整、宿泊料等の徴収及び ICSD・審判等の宿泊対応といった宿泊業務のほか、輸送詳細計画の更新、大会本番時の運営体制及び車両手配等の輸送運営準備といった輸送業務、更には、出入国対応及びIDカードの発行業務が主な業務内容である。

<質疑・意見など>

藤 川：本契約の計画業務に係る費用のうち大きな割合を占めるのは人件費か。

担当者：宿泊業務、輸送業務、それぞれ詳細の計画をつめていく業務が今回の計画業務の中に入っており、それらに係る人件費が多くを占めている。

藤 川：現在、宿泊施設の調整が行われているが、きこえる人は電話でやり取りができるが、きこえない人は電話でやり取りができず、現在はメールのみでのやり取りとなっており、国際手話で対応いただける窓口が欲しいという要望が届いているかと思う。この対応を本契約の中に入れ込むことができるのか確認したい。

担当者：選手団の方から国際手話の要望があったことについて、急遽、窓口を用意し対応したところ、多くの選手団から申込みをいただき、約30か国とミーティングをしながら、うまく進めることができたと思っている。ただ、国際手話ができる方が非常に限られており、年度を通じての人材確保は非常に困難と考えている。また、宿泊の料金や旅行の契約については、口頭ベースだけではなく、記録が残るようにしておかなければならないため、メールでの対応をお願いしている。今後ろうあ連盟とも連携し、必要に応じて国際手話の窓口を設けるなどの検討、調整を行っていく。

滝 口：特命随意契約のため、価格の妥当性の検証が重要だが、予定価格の妥当性はどのように検証されたか。

担当者：事業者から当該契約に必要な経費として、参考見積を徴取して精査を行った。令和5年度に総合評価方式の競争入札を実施し、公式旅行代理店と契約しており、その際にも金額の妥当性を確認している。

滝 口：令和7年度の契約は計画業務と実施業務を分けて締結するとのことで、時期的に2つの契約が重なる時期があるかと思うが、2つの契約の業務内容は重複なく切分けができているのか。

担当者：計画業務と実施業務の各業務内容に重複はない。主に輸送及び宿泊の全体的な計画を立てていくのが今回の計画の業務、実際に大会本番時に運用していく業務を実施業務としており、切分けは明確にできている。

鶴 川：今回は計画業務で、その後実施業務があるとのことだが、例えばバスの手配等、時間を要する業務は、準備の時間的に問題ないか。

担当者：実施業務以外にも、長期的には基本協定をすでに締結をしていることもあり、そちらに基づきながらバスの手配等の準備は進めており、時間的に問題はない。

イ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 競技動画配信業務委託【資料 2】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の開催気運を捉え、デフリンピックをより身近に感じてもらえるよう、東京都内等で開催される競技の配信を行う。この競技動画の配信を通じ、デフリンピックの魅力を国内外に向けて広く発信するとともに、デフリンピックやデフスポーツへの理解のすそ野を広げ、障害のあるなしに関わらず、共にスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重しあう共生社会づくりに貢献していくことを目的とする。

(イ) 契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日までであり、主な業務内容は、撮影計画の作成及び設営、競技映像の撮影及びリアルタイム配信、ハイライト映像の制作及び配信、映像素材の格納・保管である。

<質疑・意見など>

藤 川：撮影した動画等の権利関係の帰属や撮影された選手の肖像権との関係を説明いただきたい。

担当者：デフリンピック準備運営本部の予算にて撮影を行うため、本契約において撮影し制作した映像等の著作権はデフリンピック準備運営本部に帰属する。選手の肖像権に関しては、デフリンピック規約において、デフリンピックに参加する選手は、プレーする姿等が撮影されて、それが報道やメディア等の媒体、広報媒体等に載ることを了承の上、競技に参加することが定められている。したがって、デフリンピックに参加している選手は、この点、承諾いただいた上で参加されており、肖像権の問題は基本的に生じないものと考えている。

藤 川：情報保障に関してはどのような仕様になっているか。

担当者：本契約における情報保障としては、手話通訳者によるワイプ内での手話と字幕の情報保障を予定している。

滝 口：デフリンピックの場合、複数の会場で開催されるため、同時進行でいくつもの会場における競技を撮影しないといけないと思うが、それを 1 社に発注すると、それなりの体制を持っている規模の事業者しか入札に参加できないのではない

かと考えており、この点について、どのように検討して、このような形での一括発注を決められたのか教えていただきたい。

担当者：競技動画の撮影配信をできる事業者は数多くいると考えているが、事業者のクオリティや実績は一定程度担保したいという考えがある。加えて、分割発注も検討したが、映像素材のカメラや画角等の調整において、各事業者でバラツキが出てしまう可能性があること、複数の事業者から映像の提供を受けるとなると、大会時の管理が煩雑になるであろうことから、一括発注とした。一括での発注としても、一定程度、入札に参加できる事業者はおり、競争が働くものと考えている。

藤 川：ワイプ内の手話による情報保障は、日本手話言語、国際手話ともに有りとのことだが、日本手話言語や国際手話はメディアで用意するのか。

担当者：詳細は、今後ろうあ連盟と調整していくが、デフリンピック準備運営本部が競技動画配信をする際は、決勝戦については、ワイプ内の日本手話言語及び日本語字幕と、ワイプ内の国際手話と英語字幕をつけたものを配信予定である。なお、決勝戦の映像は、情報保障をつけないハイライト版を、クラウド等を活用し格納保管するとともに、当該映像の素材提供を予定している。

鶴 川：この競技動画配信について、事前に予告を流す予定はあるか。

担当者：予告という意味では、例えば、競技会場のある自治体から競技配信が行われることを案内することや、各国の選手団向けホームページにて、各国のろうあ連盟経由で案内すること、また、デフリンピック準備運営本部が主催のイベントや広報機会があれば、その場でも案内していく予定である。

ウ 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について【資料3】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 協賛制度の立ち上げにあたり、公平性や協賛制度の手続きの透明性の観点から、あらかじめ募集条件等を定めた要綱等を策定し公募していくこと等を、2024年3月に開催された契約・調達管理会議に付議し、確認をいただいた。

(イ) 現在、デフリンピック準備運営本部ホームページに「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」(以下「要綱」という。)等を掲載し、本大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等からの協賛を公募しているところである。

(ウ) 今回付議する協賛契約候補者による申込について、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

特になし

エ 委員長によるまとめ

- ・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会